

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和2年3月25日

水曜日

号外(14)

目次

人事委員会規則

○県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	1
○級別職務に関する規則の一部を改正する規則	3
○給料に関する規則の一部を改正する規則	7
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	8
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	
○特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	10
○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	11

規 則

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年3月25日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第13号

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和26年富山県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第14条の3第2項中「による育児部分休業」の次に「、第13条第1項に規定する特別休暇（育児に係るものに限る。以下この項及び次条第2項において「育児特別休暇」という。）又は子育て支援部分休暇を、「当該育児部分休業」の次に「、育児特別休暇又は子育て支援部分休暇」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(子育て支援部分休暇)

第14条の4 子育て支援部分休暇の単位は、30分とする。

2 子育て支援部分休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による育児部分休業、育児特別休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該育児部分休業、育児特別休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

3 第14条の2第3項の規定は、条例第15条の3第3項に規定する給与の減額方法について準用する。

第16条の見出し中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て支援部分休暇」に改め、同条中「又は第15条の2第1項」を「、第15条の2第1項又は第15条の3第1項」に改める。

第18条の次に次の1条を加える。

(子育て支援部分休暇の請求)

第18条の2 子育て支援部分休暇の承認を受けようとする職員は、子育て支援部分休暇承認請求書を任命権者に提出することにより請求しなければならない。

第19条の見出し中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て支援部分休暇」に改め、同条第1項中「又は前条第1項」を「、第18条第1項又は第18条の2」に改め、同条第2項中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て支援部分休暇」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(子育て支援部分休暇に係る子が死亡した場合等の届出)

第19条の2 第16条の子育て支援部分休暇の承認を受けた職員は、承認を受けた期間において次に掲げる場合に該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 子育て支援部分休暇に係る子が死亡した場合
- (2) 子育て支援部分休暇に係る子が職員の子でなくなつた場合
- (3) 子育て支援部分休暇に係る子を養育しなくなつた場合
- (4) 子育て支援部分休暇に係る子（条例第15条の3第1項第2号に掲げる子に限る。）が同号に掲げる子の要件を欠くに至つた場合（当該子育て支援部分休暇

に係る子が満18歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により同号に掲げる要件を欠くに至った場合を除く。)

第20条の見出しを「(休暇簿及び請求書)」に改め、同条中「休暇簿」の次に「及び第18条の2に規定する子育て支援部分休暇承認請求書」を加える。

第23条の表中

第11条、第13条第1項第8号、第14条、第15条第2項、第16条、第17条、第18条第1項並びに第19条	任命権者	市町村教育委員会
---	------	----------

を

第11条、第13条第1項第8号、第14条、第15条第2項、第16条、第17条、第18条第1項、第18条の2、第19条及び第19条の2	任命権者	市町村教育委員会
--	------	----------

に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

級別職務に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年3月25日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第14号

級別職務に関する規則の一部を改正する規則

級別職務に関する規則(平成28年富山県人事委員会規則第538号)の一部を次の

ように改正する。

別表第1中

本庁	共通			係長 主査	係長 主査	室長補佐 課長補佐	総合交通 政策室次 長 課長 班長	室長(他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除く。)	次長(他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除く。)	局長(他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除く。)	総合政策 局長 経営管理 部長
								危機管理 監代理	企画調整 室長	部長(他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除く。)	
								検査室次 長	地域振興・ 中山間対 策室長	会計管理 者	
								参事	観光振興 室長	危機管理 監	
									総合交通 政策室長	教育・ス ポーツ政 策監	
									情報企画 監	理事	

を

本庁	共通			係長 主査	係長 主査	室長補佐 課長補佐	総合交通 政策室次 長 課長 班長	室長(他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除く。)	次長(他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除く。)	局長(他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除く。)	総合政策 局長 経営管理 部長
								危機管理 監代理	企画調整 室長	部長(他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除く。)	政策監
								検査室次 長	地方創生・ 中山間対 策室長	会計管理 者	
								参事	観光振興 室長	危機管理 監	
									総合交通 政策室長	教育・ス ポーツ政 策監	
									情報企画 監	理事	
									企業誘致 専門監		

に、

職員研修所						助教授	教授	次長		所長	
								主任教授			

を

職員研修所					特任教授	助教授	教授	次長		所長	
								主任教授			

に、

消費生活センター						所長代理					
						高岡支所 長					

を

		消費生活センター					所長代理							
							高岡支所長							
		富山県美術館							副館長	館長				
		水墨美術館							副館長	館長				
		立山博物館						副館長	館長					

に、

		総合衛生学院					科長	教務課長					
--	--	--------	--	--	--	--	----	------	--	--	--	--	--

を

		総合衛生学院					科長	教務課長		院長			
--	--	--------	--	--	--	--	----	------	--	----	--	--	--

に、

		高岡土木センター					管理検査課長補佐	次長	所長				
								管理検査課長					
								施設管理課長					
								工務第一課長					
								水見土木事務所長					
								水見土木事務所長代理					
								小矢部土木事務所長					
小矢部土木事務所長代理													

を

		高岡土木センター					管理検査課長補佐	次長	所長				
								管理検査課長					
								施設管理課長					
								工務第一課長					
								水見土木事務所長					
								水見土木事務所長代理					
								小矢部土木事務所長					
小矢部土木事務所長代理													

に、

		埋蔵文化財センター					課長	所長代理					
		富山県美術館								副館長	館長		
		水墨美術館								副館長	館長		
		立山博物館								副館長	館長		

を

理蔵文化財センター				課長	所長代理					
-----------	--	--	--	----	------	--	--	--	--	--

に、

本部	共通			課長補佐	課長補佐	室長	課長	参事			
	教養課			師範	師範	次席	主任師範	首席師範			

を

本部	共通			課長補佐	課長補佐	室長	課長	参事			
						次席					

に、

警察学校				師範	師範	主任師範	首席師範				
				科長	科長						

を

警察学校				科長	科長						
------	--	--	--	----	----	--	--	--	--	--	--

に改め、同表備考第1項中「及び経営管理部長」を「、経営管理部長及び政策監」に改め、同表備考第2項中「職員研修所長」の次に「、総合県税事務所長」を加え、同表備考第5項中「検査室次長」の次に「、富山県美術館副館長」を加え、「所長、」を「所長並びに」に改め、「並びに富山県美術館副館長」を削り、同表備考第6項中「(ただし、市町村又は公益的法人等に派遣され、困難かつ重要な職に就く場合に限る。)」を削る。

別表第3中

公文書館				課長	
------	--	--	--	----	--

を

公文書館				課長	
富山県美術館					館長
水墨美術館					館長
立山博物館				課長	館長

に、

図書館			普及課長		館長
					副館長
富山県美術館					館長
水墨美術館					館長
立山博物館				課長	館長

を

	図書館		普及課長		館長
					副館長

に改め、同表備考第1項中「県民生涯学習カレッジ副学長及び」を「県民生涯学習カレッジの学長及び副学長並びに」に改め、同表備考第2項中「高志の国文学館及び立山博物館」を「立山博物館及び高志の国文学館」に改める。

別表第4中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表第7中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

給料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年3月25日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第15号

給料に関する規則の一部を改正する規則

給料に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第258号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「除く）」を「除く。）」に改め、同表教育職給料表(2)の項中「小学校」の次に「、義務教育学校」を加え、同表医療職給料表(2)の項中

小学校 共同調理場	を	小学校 義務教育学校 共同調理場	に改める。
--------------	---	------------------------	-------

別表第10中「3年制の短期大学の卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了」を、「2年制の短期大学の卒業」の次に「又は専門職大学の修

業年限2年の前期課程の修了」を加える。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年3月25日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第16号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（令和2年富山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年3月25日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第17号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第261号）の一部を次

のように改正する。

別表第1知事部局の項中「総合政策局長」の次に「、政策監」を加え、「地域振興・中山間対策室長」を「地方創生・中山間対策室長」に、

「	環境科学センターの所長及び次長 高志の国文学館の副館長及び事務局長			」
---	--------------------------------------	--	--	---

を

「	富山県美術館の館長及び副館長 水墨美術館長 立山博物館長 高志の国文学館の副館長及び事務局長 環境科学センターの所長及び次長			」
---	--	--	--	---

に、

「	県民共生センター館長			」
---	------------	--	--	---

を

「	県民共生センター館長 水墨美術館副館長 立山博物館副館長			」
---	------------------------------------	--	--	---

に改め、同表教育委員会の項中

「	図書館長 富山県美術館の館長及び副館長 水墨美術館長 立山博物館長			」
---	--	--	--	---

を

「	図書館長			」
---	------	--	--	---

に、

「	埋蔵文化財センター所長 水墨美術館副館長 立山博物館副館長			」
---	-------------------------------------	--	--	---

を

埋蔵文化財センター所長

に改め、同表備考第2項中「計量検定所長及び富山空港管理事務所長」を「富山空港管理事務所長、水墨美術館副館長及び計量検定所長」に改め、同表備考第4項中「環境科学センターの所長及び次長」を「富山県美術館副館長」に改め、「事務局長」の次に「環境科学センターの所長及び次長」を加え、同表備考第6項中「及び水墨美術館副館長」を削り、同表備考第7項中「県民生涯学習カレッジ副学長及び富山県美術館副館長」を「並びに県民生涯学習カレッジの学長及び副学長」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年3月25日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第18号

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当等に関する規則（昭和48年富山県人事委員会規則第158号）の一部を次のように改正する。

第25条の表中「小学校」の次に「及び義務教育学校の前期課程」を、「中学校」の次に「及び義務教育学校の後期課程」を加える。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公

布する。

令和2年3月25日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第19号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第271号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項第10号中「勤務しなかった期間」の次に「と勤務時間条例第16条の規定による子育て支援部分休暇の承認を受けて勤務しなかった期間を合算した期間」を加える。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（人委・職員課）

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年3月25日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第20号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年富山県人事委員会規則第84号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事部局の項中「部長」の次に「、政策監」を、「情報企画監」の次に「、企業誘致専門監」を加える。

別表第2中

「環境科学センター	所長、次長、課長	」	を
立山センター	所長		
高志の国文学館	館長、副館長、事務局長		
「富山県美術館	館長、副館長、主幹	」	に、
水墨美術館	館長、副館長、主幹		
立山博物館	館長、副館長、主幹		
高志の国文学館	館長、副館長、事務局長		
環境科学センター	所長、次長、課長		
立山センター	所長		
「埋蔵文化財センター	所長、所長代理	」	を
富山県美術館	館長、副館長、主幹		
水墨美術館	館長、副館長、主幹		
立山博物館	館長、副館長、主幹		
「埋蔵文化財センター	所長、所長代理	」	に

改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(人委・職員課)